

日高中部消防組合火災予防条例第49条の2の規定に基づく  
消防長が指定する催しの指定

平成26年3月10日 告示第7号

1 指定催しの範囲



- (1) 公園、河川敷、道路その他の場所を会場として、10万人以上の開催する催しであること。
- (2) 主催する者が出店を認める露天等の数が100店舗を超える規模の催しとして計画されている催しであること。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

様式 1

凡 例

記 号	内 容
	避 難 経 路
○	消 火 器
	屋 内 消 火 栓
■	救 助 袋

○ 階  
避難経路図

